

志摩市例規データベース整備業務委託公募型プロポーザル 仕様書

1. 業務の名称

志摩市例規データベース整備業務委託

2. 契約期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3. 業務の目的

本業務は、市例規集等をデータベース化し、例規等の検索・閲覧及び法制執務を支援するシステムを導入するとともに、発注者の求めにより法制執務に精通した者によるサポートが受けられる体制を整備することで、迅速かつ正確に、制定及び改廃に係る例規の立案を可能にし、業務の効率化、正確性・利便性の向上及び職員の法制執務能力の向上を図ることを目的とする。

4. 業務内容

本業務の内容は次に掲げる事項とし、「3. 業務の目的」を踏まえた提案によるものとする。

(1) 例規データベースシステムの構築及び導入

ア 「例規データベースシステム機能調査表(様式第 4 号)」の必須要件の全てを満たす例規データベースシステムを構築すること。

イ 上記アのシステムとともに、市例規集をインターネット上で公開する外部公開用例規システムを構築すること。外部公開用例規システムについては、例規の検索及び閲覧をする際、体系目次検索及び五十音検索が可能なものとする。

ウ 例規データベースシステム(外部公開用例規システムを含む。以下同じ。)は、IDC(インターネット・データ・センター)の利用により、全てインターネット環境内で提供し、WEB ブラウザからシステムが利用できるようにすること。

エ 市が提供する現行例規(HTML 形式)、廃止例規(リッチテキスト形式又はワード形式)及び原議等をもとに、例規データベースシステムへの初期データ入力作業及びシステム稼働までのセットアップ作業を行うこと。

オ 令和 7 年 4 月 1 日から、例規データベースシステムの運用を開始できること。

(2) 例規データベースシステムの更新及び保守管理

ア 市が定期的に送付する原議(ワード形式等)をもとに、送付の日から起算して通常 1 箇月以内に例規データベースシステムの更新作業を終了すること。

イ システム導入後は、メンテナンス等による利用停止を除き、常にシステムが正常

な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができる体制を整備すること。

(3) 法令改廃情報提供システムの構築、導入等

ア 法令の改廃があったとき、当該改廃の概要やそれに伴う例規整備の情報を提供するとともに、改廃された法令及び当該法令を引用する例規の検索及び閲覧をすることが可能(例規データベースシステムと連動可能)である法令改廃情報提供システムをインターネット環境内で構築すること。

イ 令和7年4月1日から、法令改廃情報提供システムの運用を開始できること。

ウ 法令改廃情報の更新は法令の改廃の都度行うものとし、1週間につき1回程度、当該期間における法令改廃情報をまとめてメールその他の方法により連絡するものとする。

(4) 法制執務に関する業務支援

ア 職員を対象として、例規データベースシステム等の操作研修及び法制執務研修(初級者向け、実務者向け等)を実施すること。

イ 例規の制定又は改廃の際に、当該制定又は改正案について、法制執務上の助言、指導等を行うこと。

ウ 自治体実務で発生した法的課題について、法解釈の支援(法解釈上の助言、指導等)を行うこと。

エ 例規データベースシステムの操作時に不明なことが発生し、又は不具合が発生した場合その他の市が求める場合において、操作支援、説明等の対応をすること。

オ 例規データベースシステム等の操作マニュアルを作成し、市が指定する期日までに、成果品として操作マニュアル2部(紙ベース)及び操作マニュアルを収録したCD-R(2枚)又はDVD-R(2枚)を納品すること。なお、当該システムのバージョンアップに伴い、内容に変更があった場合は、操作マニュアル2部(溶け込み版・紙ベース)及び操作マニュアルを収録したCD-R(1枚)又はDVD-R(1枚)を納品すること。

(5) その他追加提案

上記(1)から(4)までの業務内容のほか、本業務の目的達成に向け有益となる提案(システム導入、業務支援、課題解決に向けた取組等)を見積限度額の範囲内において積極的に行うこと。

5. システム動作環境、安全・セキュリティ対策

(1) システムの認証は、IP アドレス認証及び ID 認証等により庁外とのアクセスを制限すること。

(2) システムは、運用に支障がない十分なスペック・サーバで構成することとし、アクセス性能は良好な反応速度を保つこと。

(3) 安全・セキュリティ対策(火災や地震等による停電対策、システム障害対策、データ

保護対策、情報セキュリティ対策等)に万全を期すこと。

6. その他

- (1) 例規データベースシステムを構築するに当たり、市は現行例規(HTML 形式)、廃止例規(リッチテキスト形式又はワード形式)及び原議等を受託者に提供するものとする。
- (2) バージョンアップは原則無料とし、有料となる場合があるときは、提案書及び参考見積書の見積明細書に記載すること。
- (3) 市に帰責事由のないシステムの障害は全て受託者において負担し、修復するものとする。
- (4) 原議及び例規データベースシステムにおける例規データの所有権は志摩市とし、契約期間における各年度末に、現行例規(HTML 形式)、システムに登載される原議等(登載される拡張子の形式)及び廃止例規(リッチテキスト形式又はワード形式)を志摩市に納品すること。
- (5) 例規データ更新に係る費用は、更新件数にかかわらず、年間固定額によるものとして積算すること。

なお、平成 28 年度以降の更新件数の実績は以下のとおりである。

【更新件数実績】 H28 : 192 件、H29 : 155 件、H30 : 159 件、R01 : 174 件、
R02 : 286 件、R03 : 694 件、R04 : 240 件、R05 : 213 件

- (6) 受託候補者の決定後、協議により内容を変更して契約することがある。
- (7) 契約は令和 6 年度から令和 11 年度までの一括契約とし、各年度(令和 6 年度は除く。)において、当該年度分の委託料をそれぞれ支払うものとする。